

# 平成29年第7回佐渡市議会定例会会議録（第5号）

平成29年9月21日（木曜日）

## 議事日程（第5号）

平成29年9月21日（木）午後1時30分開議

### 第 1 （総務常任委員会付託案件）

議案第110号、議案第118号、陳情第5号

（社会文教常任委員会付託案件）

議案第111号から議案第114号まで、議案第119号から議案第121号まで、議案第123号から議案第125号まで、請願第10号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第115号から議案第117号まで、議案第122号、議案第126号、請願第7号

### 第 2 議会改革等特別委員会中間報告

### 第 3 発議案第 5号

### 第 4 発議案第 6号

### 第 5 発議案第 7号

### 第 6 発議案第 8号

### 第 7 議案第140号

### 第 8 議案第141号

### 第 9 委員会の閉会中の継続審査の件

## 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

## 出席議員（20名）

1番	北	啓	君	2番	宇	治	沙	耶	花	君	
3番	室	岡	啓	史	君	4番	広	瀬	大	海	君
5番	上	杉	育	子	君	6番	山	田	伸	之	君
7番	荒	井	眞	理	君	8番	駒	形	信	雄	君
9番	渡	辺	慎	一	君	10番	坂	下	善	英	君
13番	中	川	直	美	君	14番	中	川	隆	一	君
15番	中	村	良	夫	君	16番	佐	藤		孝	君
17番	猪	股	文	彦	君	18番	近	藤	和	義	君
19番	祝		優	雄	君	20番	竹	内	道	廣	君
21番	金	田	淳	一	君	22番	岩	崎	隆	寿	君

欠席議員（1名）

11番 大 森 幸 平 君

地方自治法第121条の規定により出席した者

市 長	三 浦 基 裕 君	副 市 長	藤 木 則 夫 君
副 市 長	伊 藤 光 君	教 育 長	渡 邊 尚 人 君
総 務 部 長	渡 邊 裕 次 君	企 画 財 政 長	濱 野 利 夫 君
市 民 福 祉 部	後 藤 友 二 君	産 業 観 光 長	安 藤 信 義 君
建 設 部 長	猪 股 雄 司 君	総 務 部 長 務 課 (兼 税 務 長)	坂 田 和 三 君
市 民 福 祉 部 副 長 (兼 環 境 対 策 課 長)	鍵 谷 繁 樹 君	産 業 観 光 部 長 通 交 課 (兼 政 策 課 長)	本 間 聡 君
産 業 観 光 部 副 長 (兼 農 林 水 産 課 長)	高 野 博 明 君	建 設 部 長 下 部 (兼 上 水 道 課 長)	渡 邊 一 男 君
市 民 福 祉 部 市 民 生 活 課 長	小 路 昭 君	教 育 委 員 会 教 育 課 長	吉 田 泉 君
農 業 委 員 会 農 事 務 局 長	佐 々 木 雅 文 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	村 川 一 博 君	事 務 局 次 長	本 間 智 子 君
議 事 調 査 係 長	梅 本 五 輪 生 君	議 事 調 査 係	岩 崎 一 秀 君

午後 1時30分 開議

○議長（岩崎隆寿君） ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

発言の訂正

○議長（岩崎隆寿君） ここで発言の訂正について申し上げます。

吉田学校教育課長より9月12日の荒井眞理議員の一般質問に対する説明について発言の訂正の申し出がありましたので、お手元に配付した資料のとおり会議規則第65条の規定を準用して議長においてこれを許可いたします。（当該箇所234頁の下線部）

---

日程第1 （総務常任委員会付託案件）

議案第110号、議案第118号、陳情第5号

（社会文教常任委員会付託案件）

議案第111号から議案第114号まで、議案第119号から議案第121号まで、議案第123号から議案第125号まで、請願第10号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第115号から議案第117号まで、議案第122号、議案第126号、請願第7号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第1、各常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

まず、総務常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、山田伸之君。

〔総務常任委員長 山田伸之君登壇〕

○総務常任委員長（山田伸之君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第110号 専決処分承認を求めることについて（平成29年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）について）。本案は、平成29年度佐渡市一般会計予算について、本年7月に発生した梅雨前線豪雨災害に係る災害復旧費を予算計上するため、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ5億7,037万円を追加する予算の補正を本年7月28日付で専決処分したことについて議会の承認を求めるものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。総括的事項。今回のような甚大な災害復旧の対応に当たっては、広く被災集落や自主防災組織から被害状況の報告を吸い上げ、被災箇所に漏れがなく、集落等の要望を十分に反映できるよう、当該箇所づくりに係る予算を計上するよう強く求める。

議案第118号 平成29年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）について。本案は、平成29年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ26億3,034万2,000円を追加するものであります。主な内容は、市独自の経済対策事業、史跡佐渡金銀山遺跡ガイダンス施設整備事業に係る経費を計上する

ほか、本年7月に発生した梅雨前線豪雨災害に係る災害復旧費を予算計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、各委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。1、社会文教常任委員会。(1)、4款衛生費、1項保健衛生費、10目健康保養センター費、温泉管理運営事業について。相川健康増進センターワイドブルーあいかわの修繕料及び施設改修工事については、修繕内容と補正予算の実行が見通せる見積書を徴し、委員会の理解を得るまでは予算の執行を見合わせることを。

(2)、11款災害復旧費、3項その他公共施設・公用施設災害復旧費、1目その他公共施設・公用施設災害復旧費、公共施設災害復旧事業について。さわたコミュニティセンタービューさわたに隣接する温室脇斜面の崩落現場災害復旧工事については、何らかの起債対応を善処すべきであり、今後このような事例があった場合、輕輕に単費で対応することのないよう求める。

2、産業建設常任委員会。(1)、第3表、債務負担行為、戦略的観光誘致促進事業について。当該事業は、来年度の観光事業を計画、実施していくために、ことしから準備を行う必要があることから、債務負担行為を設定するものであるが、数年の実績に対して費用対効果が見合っていないため、それを十分に検証した上で計画を策定し、実施すること。

(2)、2款総務費、1項総務管理費、14目世界遺産推進費、(継続費)史跡佐渡金銀山遺跡ガイダンス施設整備事業について。当該事業は、史跡佐渡金銀山遺跡ガイダンス施設を2カ年で建設するための工事費等であるが、施設整備に当たっては内容を精査し、趣旨に見合った施設とすること。

(3)、6款農林水産業費、1項農業費、9目農業施設管理費、農業施設管理事業について。当該事業は、金井温泉金北の里と中興資源活性化センター妙見荘をつないでいる渡り廊下の撤去や電気等インフラの分離等を行うための工事費等であるが、有効活用を図るべき中興資源活性化センター妙見荘等周辺施設の事業計画が進んでいないため、早急に計画を策定し、報告すること。

陳情第5号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情。本陳情は、森林の公益的機能を継続して確保するためには、保全の役割を担う市町村の森林、林業及び山村対策の抜本的強化を図る必要があるところ、政府が平成29年度税制改正の大綱において、森林整備等に必要な財源の確保に向けて総合的に検討し、平成30年度税制改正で結論を得る方針を示したことから、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるための全国森林環境税の早期導入を求める意見書を政府に対し提出することを求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長(岩崎隆寿君) 以上で総務常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第118号 平成29年度佐渡市一般会計補正予算(第5号)についてに関する委員長質疑に入ります。

猪股文彦君の質疑を許します。

猪股文彦君。

○17番(猪股文彦君) 今ほど総務常任委員長から委員会報告がありましたが、その中の温泉管理運営事業、いわゆる相川健康増進センターワイドブルーあいかわの無償譲渡について審査内容をお伺いいたします。

まず、7,600万円というものがいつ出てきたのか、無償譲渡するときこの金額そのものでなくても、この金額をおつけてありますよと、こういうふうなことで出たのかどうか。かつて庁舎を改築するか、あるいは修築するかというときに、市民の中では大きく意見が分かれてましたが、このことについては大半の市民がおかしいのではないの、無償で譲渡するのに。何で7,600万円までつけてやるのという疑問があります。そこのところは常任委員会でどのように審査されたか。また、7,600万円で改修してあげますよということは、温泉の運営ができないからするのだらうと思いますが、現在温泉は直営でやっているのかどうか、改修しなければならないのでストップしているのかどうか、その辺についてどのようになるのかお伺いいたします。

それから、今ほど常任委員会の意見が付されましたが、修繕内容と補正予算が見通せる見積書を徴取し、委員会の理解を得るまで予算の執行を事実上凍結するとありますが、これは解除されるまでのスケジュール、どういうふうなことになるのか非常に市民にとってはわかりにくいので、明確な説明をお願いいたします。

また、源泉の所有権は無償譲渡すると、今供給しているホテルなどがあると聞いておりますが、そういうところへ供給していると思うのですが、この権利が市から譲渡された会社に移るとすると、あと簡単に言えば供給の単価を上げるとかどうするかというのは会社の判断でできるわけですが、その辺は今供給を受けている人たちが今後も今までのような形で供給を受けることができるかどうかという担保はどのようになっているか、その点についてお伺いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

社会文教常任委員長、駒形信雄君。

○社会文教常任委員長（駒形信雄君） それでは、猪股議員の質問にお答えをいたします。

まず、7,600万円ですが、この7,600万円はあくまでも予算をとるための計上であるという説明があります。

それから、いつごろまでということですが、本年12月31日までに譲渡する仮契約になっておりますので、常任委員会に対し、早急に執行部は対応するものと考えておるところであります。

それと、源泉の所有権についてということですが、現在は佐渡市であります。今後は譲渡契約を結ぶということになれば、譲渡先に移ることになります。

また、ホテル等の利用者については、現在佐渡市になっているが、譲渡後は事業者に移行し、事業者との契約という格好になるということであります。

なお、仮契約の中では、地元旅館等への源泉水の分湯を行わなければならないとなっておりまして、分湯料金等を変更する場合については、佐渡市の承認を得なければならないということであつておるところであります。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） 今の社会文教常任委員長のご答弁ですと、この7,600万円というのはあくまで予算として持っているだけで、数字の変更はこれから出てくると、そしてこのことについてはプロポーザルのときに既に無償貸与と無償譲渡を希望したお二人のほうには伝えてあるという理解でよろしいのですね。

それから、この凍結は急ぐと、早急にということですが、早急にもいろいろありまして、今月中なのか、あるいは11月中なのかというふうなことになると思いますが、その辺の具体的な見通しをお聞かせ願いたい。

それから、源泉の所有権が譲渡先に移ると、これは当然のことだと思うのですが、その後も市が関与しなければならないというふうに言いますが、法的には譲渡されてしまったら譲渡先と供給者の間の問題になるのではないかと思います。譲渡した後も市が介入できることは法的にはできないのではないかと思います。その辺はどう担保されているのか。私は、市民の全部ではないですけれども、いろいろ聞くところによると、今総務常任委員長から報告があった史跡佐渡金銀山遺跡ガイダンス施設、これも事実上、あいぽーと佐渡と同じようなものをつくるので、執行部の今のいろんな説明が余りにもこそくだと。透明性ある形で、こういうのをやりますというふうにやらないと、やっぱりあれと同じような格好で相川健康増進センターワイドブルーあいかわも譲渡するのかなという疑問が市民に湧いてくると思うのですが、今言った2つのことについてお答え願います。

○議長（岩崎隆寿君） 社会文教常任委員長、駒形信雄君。

○社会文教常任委員長（駒形信雄君） それでは、猪股議員の2回目の質問にお答えします。

7,600万円というのは、要は予算をとるための計上であって、意見につけてありますように、しっかりと補正予算の実行が見通せる見積書というものが今後出てくると理解をしております。それによって、我が委員会としてきちっと精査をするということでありまして。時期については、確実な答弁はありませんが、当然市民は早く相川健康増進センターワイドブルーあいかわを再開していただきたいという要望がありますので、当然執行部としては早急な対応をとるものと考えておるところであります。

それから、要はホテル等の分湯契約ですが、法律的なものの捉え方というのは確認はしてはおりませんが、ただし仮契約の中でうたってあるということは、議会が承認をすれば、これがすぐ本契約に移行しますので、そこで条件として付してあるものとすれば正式契約になると考えております。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） 最後に、2つだけ確認いたします。

現在の相川健康増進センターワイドブルーあいかわは、改修しなくても運営ができる状態であるということかどうか、市民はここが一番聞きたいところなので、社会文教常任委員会審査の中で今も運営しているとすれば、より必要ないものを修繕してやるのではないかとこのところを明確にしていきたい。

それから、今後の休会中の審査の中で、譲渡してしまったものを法的に縛れるかどうか、これはやっぱり顧問弁護士もいると思うので、法的な問題はきちんと社会文教常任委員会で確認をしていただきたい、この2つのことをお尋ねいたします。

○議長（岩崎隆寿君） 社会文教常任委員長、駒形信雄君。

○社会文教常任委員長（駒形信雄君） 相川健康増進センターワイドブルーあいかわについては、一時休止という形をとりました。そこで、議会の承認を得て再開をしたわけでありまして、再開後、8月の時点で空調がとまったということで、もう既にそういった不備が生じておるところであります。ですから、

我々とする、公募要件にはちょっと違うところがありますので、当委員会とすれば指摘しておきましたけれども、いわゆる顧問弁護士の解釈ですれば、当然そういったものは修繕をして渡すことでなければ佐渡市に瑕疵が生じますよという説明がありました。

それから、法的なことについては、しっかりとした確認は今後させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 次に、広瀬大海君の質疑を許します。

広瀬大海君。

○4番（広瀬大海君） それでは、戦略的観光誘致促進事業について質疑させていただきます。

産業建設常任委員会の審査報告の中に、数年の実績に対して費用対効果が見合っていないという意見がありましたけれども、具体的に何がどう見合っていないというふうに判断されたのか教えてください。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

産業建設常任委員長、坂下善英君。

○産業建設常任委員長（坂下善英君） それでは、広瀬議員の質問にお答えをいたします。

今回の事業の債務負担行為につきましては、3つの事業があり、内容について執行部のほうから説明がありました。そのうち相川観光循環バス金山ぐるりんの実績が非常に悪く、成果が出ていない状況でありました。ちなみに、参考に申し上げますと、平成28年度270便、540人、平成29年度は7月17日現在で513便、303人という結果でありました。しかし、これから個人旅行客対応や世界遺産登録に向けて市街地を循環するバスは必要であり、継続していくべきとの意見もありましたので、費用対効果に見合うように十分な検証を行い、改善していくように意見をつけたものであります。

○議長（岩崎隆寿君） 広瀬大海君。

○4番（広瀬大海君） 相川観光循環バス金山ぐるりんに関しては、今ほどご説明いただきましたとおり、世界遺産の登録に向けて、また登録後にどうしても必要だということですので、それは進めることということとはとても重要なことなのかというふうに思います。

ただ、先ほどご説明ありましたように、債務負担行為ということで複数年にわたって事業をされているという中で、去年よりことしのほうが結果がちょっと出なかったと。ただ、最終的な結果というところになりますので、その中で去年よりもことしのほうが、去年の実績を踏まえてこういうふうに改善して、こういうことをやってみただみたいな、そういった少しでも改善がされている、そういったような説明等というのはございましたでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 産業建設常任委員長、坂下善英君。

○産業建設常任委員長（坂下善英君） 改善しますということの審査ではなくて、ことしの実績も踏まえて、これから事業の詳細な計画を立てていくものであると考えますので、十分な検証の上、軌道修正も含めて事業展開を進めていくべきだと審査をしたものであります。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で議案第118号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第118号 平成29年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）についての討論に入ります。

荒井眞理さんの賛成討論を許します。

荒井眞理さん。

〔7番 荒井眞理君登壇〕

○7番（荒井眞理君） 議案第118号の賛成討論を行います。無会派の荒井眞理です。

この議案第118号には、夏の災害復旧のための予算が含まれており、いち早い執行が望まれています。ですから、基本的には賛成をいたします。

ところで、この補正予算についての総務常任委員長報告には意見がついており、執行を事実上、凍結するようにとされているものがあります。これは相川健康増進センターワイドブルーあいかわの施設を民間業者に無償で譲渡するに当たり、7,600万円の大規模改修を行いたいというものであります。

無償譲渡の経緯はこうです。「佐渡市は、6月9日にこの施設の無償貸与ないしは無償譲渡をするための募集要項を出しました。そこには無償譲渡の場合、譲渡物件は10月1日に現物のまま引き渡しますので、譲受者において事業開始の上で必要と認めた修繕などは当該譲受者の責任で負担することとなります」と明確に書かれています。

ところが、8月4日に申請者の審査があり、無償譲渡で選定業者が決まった後、源泉のポンプ、施設の空調、ボイラー、ろ過装置、ジャグジー、プールのもろもろの装置などの修繕見積もりが9,000万円ほど出てきて、それらを市長が査定し、7,600万円をかけることされました。このやり方は、明らかに募集要項に違反する手続であり、これをどうしても行わなければならない場合、議会に説明し、了解を得るべきだったと考えます。しかし、それをせずに議案にのせ、議員全員協議会においてもこの点に関しては全く説明がありませんでした。行政の手続と説明は明瞭かつ透明であることが原則であり、これらに反していることは極めて残念です。

そして、事業者の募集要項に10月1日には現物で渡します、修繕は事業者でやってくださいと書かれた無償譲渡の約束事は、相川健康増進センターワイドブルーあいかわを運営してみようかと考えた事業者や市民全員が承知しているところです。ところが、ふたをあけた今、佐渡市がこんなに大規模な修繕費をかけるというのは、今回の佐渡市の行った手続には公平性がなく、市民への裏切りでもあります。4月3日には、副市長名で補助金交付についての厳しい考え方が記されています。その中では、市民から徴収された税金に対し、公平、明瞭、透明な手続を職員に要求しています。にもかかわらず、本当に必要かどうかわからないものを盛り込み、今回の不公平、不明瞭、不透明な手続を自らよしとすることは、第2、第3のビッグフィッシャー事件を引き起こすと宣言しているに等しいものです。多くの議員は、相川健康増進センターワイドブルーあいかわの継続を切望する市民の声を聞いております。できるだけ応えたいと願いつつも、佐渡市の大切な財源を公平、明瞭、透明に使ってもらうためには、この7,600万円の予算については、一旦凍結せざるを得ないことは大変残念なことです。一日も早い相川健康増進センターワイドブルーあいかわの再開、継続のため、公平、明瞭、透明な手続を佐渡市に期待しつつ、一部予算凍結の議案に賛成をいたします。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で議案第118号についての討論を終結いたします。

これより議案第118号 平成29年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議決いたしました議案第118号を除く総務常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、社会文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

駒形社会文教常任委員長。

〔社会文教常任委員長 駒形信雄君登壇〕

○社会文教常任委員長（駒形信雄君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第141条の規定に基づき報告します。

議案第111号 佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、両津地区の両尾保育園、河崎保育園、椎崎保育園及び湊保育園を統合し、旧東中学校跡地に両津東保育園を開園するため、佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第112号 佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、相川健康増進センターワイドブルーあいかわを譲渡するため、佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第113号 財産の無償譲渡について（相川健康増進センターワイドブルーあいかわ及び源泉施設）。本案は、相川健康増進センターワイドブルーあいかわ及び源泉施設を公募型プロポーザルにより選定した南秋北陸生コン株式会社に無償譲渡することについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第114号 財産の処分について（相川健康増進センターワイドブルーあいかわ及び源泉施設用地）。本案は、相川健康増進センターワイドブルーあいかわ及び源泉施設用地を公募型プロポーザルにより選定した南秋北陸生コン株式会社に売却することについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第119号 平成29年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。本案は、平成29年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ135万9,000円を減額するものであります。主な内容は、人事異動等に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第120号 平成29年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。本案は、平成29年

度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1,254万4,000円を増額するものであります。主な内容は、前年度決算の確定に伴う繰越金及び保険料等負担金精算金の増額、人事異動等に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第121号 平成29年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。本案は、平成29年度佐渡市介護保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ2億646万3,000円を増額するものであります。主な内容は、前年度決算の確定に伴う精算返還金等の増額及び人事異動等に伴う人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第123号 平成29年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）について。本案は、平成29年度佐渡市歌代の里特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額から27万円を減額するものであります。主な内容は、前年度決算の確定に伴う一般会計繰出金の増額及び人事異動等に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第124号 平成29年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）について。本案は、平成29年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ2,167万7,000円を増額するものであります。主な内容は、前年度決算の確定に伴う一般会計繰出金の増額及び人事異動等に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第125号 平成29年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）について。本案は、平成29年度佐渡市病院事業会計予算について、収益的支出の予定額に1,244万8,000円、資本的支出の予定額に148万5,000円を増額するものであります。主な内容は、両津病院基本計画策定支援業務委託料及び処方オーダーリングシステム導入経費並びに人事異動等に伴う人件費の増額であります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第10号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する請願。本請願は、これまで私立高校生に対する就学支援が実施され、その後、制度の見直しにより支援の拡充が図られたものの、私立高等学校と公立高等学校との間に大きな学費格差が存在していること及び私立高等学校に対する経常経費の助成が不十分であり、公立高等学校に比べて教員に占める専任教員の割合が少なく、教育条件に格差が生じているとして、私立高校生への就学支援制度の充実及び私立高等学校に対する経常経費助成の増額を求める意見書を関係機関に対し提出することを求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で社会文教常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第113号 財産の無償譲渡について（相川健康増進センターワイドブルーあいかわ及び源泉施設）に関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） それでは、お尋ねをいたします。

まず、先ほどの補正予算からの関連もあって、今回の無償譲渡の議案について、これが一番肝心かなめをなすものです。ちなみに、議案第112号、議案第113号、議案第114号とも何ら意見がございません。

ので、お尋ねをしたいということであります。通告をしてあるとおりでありますが、市民の財産である公共施設等の譲渡や貸与は今後ますますふえる傾向があります。今年の3月議会では、佐渡太鼓体験交流館を修繕費1,500万円をつけてやると言ったのだけれども、これはやっぱりおかしいよということで取り下げになりました。同じ3月議会には、金井温泉金北の里もこれも譲渡でした。このときには6月議会で今回も若干意見がついていますが、担当の産業建設常任委員会がつけた文面は、本来渡り廊下等の撤去後に譲渡を行うべきであったとしています。こういったことを指摘をしているわけであります。

先ほども討論の中でありましたが、手続、私この問題を見るときに、1つは相川地区の住民や利用者が従来の温泉の形式を継続してほしいという、その願いにどう応えるかというのが1つだし、その点で大いに応えていかなければならないが、手続の問題として公募、そういったものに問題はなかったのか。先ほどおたくの委員の方は問題があるようなことも言っていました、一切これは意見もついていないので、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

2点目です。三浦市政が昨年の初年度で過去の不祥事と決別するというので、新たな出発として力を入れて予算もかけて個別外部監査を出して、4月3日付で佐渡市補助金等交付規準を定めています。この規準から見ると、上記の今言ったようなこと、事務手続は大いに大きな問題があるというふうに見えるわけですが、問題はないのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

駒形社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（駒形信雄君） それでは、中川直美議員の質問にお答えをいたします。

募集要項や事務手続に問題はないかということですが、募集要項に定められた要件と実際に譲渡する内容の違いが当委員会として当然問題になり、審査に時間を要したところであります。

それから、佐渡市補助金等交付規準から見ると手続等に問題があるのではないかということであります。おっしゃるとおり、当委員会としても公平性に問題があるという認識をしております。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） よく聞いていますと、上の募集要項については審査を要したというだけで、募集要項、事務手続について問題がないのかについて、今の社会文教常任委員長の答弁は審査を要したところでありますということで、問題があったのかないのか明確になっていないので、なっていないから今回の意見書に意見がないのだろうとは思っただけけれども、そこを明確にお答え願いたい。

ついでに言いますと、先ほども討論の中でありましたが、我々が知る範囲でいうと、譲渡日は10月1日なのです。先ほど問題になった7,600万円との関連はどうなりますか。つまり佐渡太鼓体験交流館のときには譲渡をしてお金つけてやる。金井温泉金北の里のときには同じように後々がたがたするのではなくてということで、この教訓はしっかり生かされなければならないと思うのです。正式な譲渡日は一体いつになるのか、これもお答え願いたい。

2番目の補助金等の汎用規準の問題です。相川健康増進センターワイドブルーあいかわについては、地元の住民や利用者が、例えば7,000名の署名を集め、マスコミを含めて大きな関心事となった。それで、住民説明会まで行って大きな話題になったものです。そういう意味でいいますと、やっぱり担当副市長や

市長がかなり力を入れてきた中身になるのだけれども、平成27年12月に定められた佐渡市職員の行動規準及び責務等に関する条例では、この4月3日付の副市長通達で明確にうたっているのですが、管理監督者の責務というのが出ています。そこには「職員を管理し、又は監督する地位にある職員」、副市長とか市長のことをいう、「行動規準に従って行動するよう適切に指導を行うとともに、自ら職員の模範となるよう行動しなければならない」と定めてあって、私も社会文教常任委員会を傍聴していましたら、副市長が先走り過ぎたと、ごめんなさいというふうな話もあったのです。この間の一連の不祥事も考えてみると、トップがしっかりしなかったら、職員に示しが見つからないと思うのです。きれいごとばかり書いて、やっていることだめだったらだめです。そういう点でいうと、議会として言うならば、平成28年度の個別外部監査の結果や新たな不正問題がどうであるかということは、こういった議会の審査の中でしっかりチェックしていかなければならない。物事が起きてからチェックするのでは遅いのです。そういう意味で、私は今回先ほど言いましたが、佐渡市職員の行動規準及び責務等に関する条例に照らして大いに監督者の責任があると、このことをはっきりさせる必要が私はあると思っておりますが、その辺は十分審査をしたでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 駒形社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（駒形信雄君） それでは、2回目の中川議員の質問にお答えいたします。

まず、譲渡に対する募集要項の中身であります、「譲渡に関して生じる費用は譲渡先の負担とする。なお、譲渡物件は10月1日現在のまま引き渡す」こととなっており、譲渡者において事業開始の上で必要と認めた修繕等は、譲渡先で負担することとなっているという公募要件があります。仮契約の中では、10月1日ではなくて本年の12月31日に譲渡物件の引き渡しとなっております。

それから、監督責任等、そういった佐渡市補助金等交付規準のことであります。副市長からは遺憾の意を示されたわけですが、まずこの経緯については、副市長の答弁では市としての譲渡先の関係で特段の便宜を図ったことはありませんと。それから、市として補正予算を計上することは市長査定が終わってから伝えてありますと。それから、予算の組み立てや執行について不適切なことはありません。市民の要望である相川健康増進センターワイドブルーあいかわの継続運営をしてもらいたいという気持ち等々のことで総合的に判断をして、予算計上したという答弁がございました。当委員会としては、募集要項等の不備、それから手続等の不備が問題であるということで、今回意見を付して厳しく指摘をしたところであります。

以上であります。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 私も言いましたが、利用者や地域住民のああいった空間の施設を求める声にはしっかり応えていかなければならないし、その方向で頑張るべきだと私は思います。だからといって、自らが個別外部監査まで出して、ことしの4月に全職員に対してこういったことをやらなければならないと示した。過去には職員の責任を問うたようなやり方もあった。そんな中で、トップがかかわったこんな大きな問題の中で、この規範に反するようなことをやるべきではない。

私、調べてみたら、佐渡市補助金等交付規準の規準とは何か。判断や行動の手本となるべきこと、まさに手本となるような、ごめんなさいと謝ればいいというものではないというふうに思うのですが、

どうなのか。

最後、今の社会文教常任委員長の答弁をまとめますと、公募、事務手続等については、募集要項から見ると全く違反しているという話ではないですか。その部分は、やっぱり利用者の思いやいろいろ優先するのはあっても、どういうふうにけりをつけるかということも含めて二度と起こらないようなことを議会としては武士の情けで介錯してやらなければならないのではないかと思うのですが、その辺はいかがですか。

○議長（岩崎隆寿君） 駒形社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（駒形信雄君） 当委員会の中では、要は公募要件と現実に違いがある、そういった手続に不備がある。確かに市民が早く再開していただきたいという要望の中で譲渡を急いだ感は否めないと思います。そういった中で、我々委員会とすれば、これは仕切り直しをしてもう一度しっかりした募集要項の中でプロポーザルにかけるのが、それが最適だろうということでありましたけれども、そういう仕切り直しをするつもりはありませんという回答でありました。当委員会とすれば、今後しっかりとした精査の中で、その辺はきちとした取り組みをしていきたいと思っておりますし、なお見積書の中でやはり最新のやつではなくて2年前のものを登用したり、そういったことも見受けられましたので、この意見の中できちとした審査をしていきたいというふうに考えております。

また、こういった規準、職員の行動規範及び責務、これは執行部としては当然守っていくものでありますし、今回そういった不備の中では監督責任は大だというふうに感じておりますもので、その責任のとり方というのは執行部が提案するものであると考えております。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で議案第113号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第113号 財産の無償譲渡について（相川健康増進センターワイドブルーあいかわ及び源泉施設）についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第125号 平成29年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議決いたしました議案第113号及び議案第125号を除く社会文教常任委員会付託案件につ

いて採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

坂下産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 坂下善英君登壇〕

○産業建設常任委員長（坂下善英君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第141条の規定に基づき報告します。

議案第115号 公有水面埋立てに係る意見について（平松地内）。本案は、平松地内において佐渡市が道路施設用地を造成するため、公有水面を埋め立てることについて新潟県知事から意見を求められており、異議のない旨答申することについて議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第116号 新たに生じた土地の確認について（稲鯨地内）、議案第117号 字の変更について（稲鯨地内）。以上2議案は、新潟県が実施した稲鯨漁港水産生産基盤整備事業により、新たに生じた土地を確認すること及び当該土地を編入するため、字の区域を変更することについて議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第122号 平成29年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第1号）について。本案は、平成29年度佐渡市下水道特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ3,387万9,000円を追加するものであります。主な内容は、下水道建設費、一般会計繰出金及び人事異動に伴う人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第126号 平成29年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）について。本案は、平成29年度佐渡市水道事業会計予算について、収益的収支では収入の予定額から62万5,000円を、支出の予定額から70万4,000円をそれぞれ減額するものであります。また、資本的収支では収入の予定額に1億2,240万円を、支出の予定額に1億3,221万9,000円をそれぞれ追加するものであります。主な内容は、配水管等敷設替え事業に係る事業費の増額及び人事異動に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第7号 地域の水道水質の改善に関する請願。本請願は、真野地域の水道水について、水質の硬度が高いことからおいしくないこと及び水回りの機器の傷みが早く、故障にもつながりやすいため、水が生活に密接にかかわるものとして、以下の事項について対策を求めるものであります。

請願事項。1、一刻も早く水道水の硬度を下げる抜本的な対策を実施すること。2、当面策として、軟水器等設置の補助制度を実施すること。審査の結果、請願事項1について採択すべきものとして決定しました。なお、本請願は市長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものとして決定しまし

た。

以上であります。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これより請願第7号 地域の水道水質の改善に関する請願に関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） それでは、お尋ねをいたします。

今ほど産業建設常任委員長から報告があったとおり、具体的には住民の方から出されている請願項目は抜本的な対策と当面策ということであって、当面策ではなくて抜本的に対策をやれということだけを採択したということではありますが、どのような中身なのか詳しくお伺いをいたしたいというものであります。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

坂下産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（坂下善英君） それでは、中川直美議員の質問にお答えします。

紹介議員から硬度の高い水源を使用している地域があり、大変困っているという説明がありました。6月定例会から審査を行ってきました。執行部からは硬度の高い地域は真野地区以外にもあるが、厚生労働省が示している水質基準を満たしており、まず水道の安定供給が優先をされるという説明がありました。

また、請願事項2番にある軟水器等補助金の支給については、執行部では個別対応はできないと、所管課からそういう回答がありました。それを当委員会としては了としたものであります。

なお、6月定例会から今定例会の間に市民から当議会宛てに請願に関する……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○産業建設常任委員長（坂下善英君） お願いのお手紙が届いており、当委員会で配付し、審査の資料とさせていただきます。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 今やじが飛んだように、結局何もやらないのではないかとというのがありましたが、そこで、いや、ただ議会として軟水対策やらなければと認めていただいたというのは、やっぱり産業建設常任委員長のお力だと思っているのですが、ちょっと口が滑りました。

そこで、聞きたいのです。真野地区だけではないのです。畑野地区、佐和田地区、給水人口の35%が硬度100ミリグラム以上で困っている。今ほどお話ありましたが、私紹介議員として説明に行ったとき、厚生労働省の水質基準は評価値300ミリグラムなのですが、実際には専門委員会の評価値10ミリグラムから100ミリグラム以下ということになっているのです。ですから、全国どこの自治体でも100ミリグラム以下を目指している。具体的に軟水器等の補助で自衛をされている方がいるのだけれども、やらないというのだけれども、真野行政サービスセンターに行くと軟水器ではない、純水器を入れているのです。これはなぜかと思ったら機器類が傷むからなのです。

そこで、私、産業建設常任委員長にもお話をしておりますが、三浦市政のところは若干方針が違うので、過去の市政は抜本的対策をやるやるとやってきたのです。新しい水源を探したり、いろんなこともやって

きたが、それがうまくいかなかった。平成27年度に出している辺地総合整備計画の中では、真野地区だけを軟水器をやると、1カ所計画しているのです。これは2億8,200万円の事業費なのです。全世帯の給水人口の35%と言ったでしょう。それは平成28年度の数値でいうと8,335戸分もあるのです、真野地区以外にも含めて。これは先ほど言ったものをやると、1件当たり約18万円かかる。これを単純計算しますと、抜本的対策をやるには約15億円は少なくともかかる。ところが、ことし出した佐渡市新水道ビジョンの中にも一言もこの問題も触れていない。だから、さっきのやじが飛ぶのも無理ないです。何もやらないということではないかということなのです。

公共下水道を見てもらえばわかるのですが、人口が少ない中、網の目のように公共下水道をやるのではなくて、合併浄化槽でやるほうが合理的だというのが議会の議論。そんなことも含めて言うと、私はそういう方向も議会として提起をしていくべきではなかったのかなということもお訴えをしておきたい、どうなのかと。

それと、これもご説明はしてありますが、しょうがなく、真野行政サービスセンターもそうですが、毎月費用がかかるのです。家庭の費用ですと、M社のものでいうと毎月約3,286円、1年間4万円かかったのです。というようなことがあるので、市政として、本当に抜本的対策やってくれるのか、過去は少なくとも辺地債の計画の中で明確に進めようとしていた。その辺は十分審査をされたでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 坂下産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（坂下善英君） それでは、2回目の質問にお答えさせていただきますが、当委員会としましては、先ほども一番抜本的な解決策としては水源を改善すべきとの意見が大半であったということであり、それで1番を採択したということでもあります。

ただ、水源の改善に係る、15億円がどうという話については、いわゆる改善に努力するよということとありますので、金額については審査はしておりません。

それから、真野行政サービスセンターの軟水器の設置についても執行部から聞き取りをいたしました。調査をいたしました。この設置は飲み水の改善のために設置したものではないという執行部から説明がありました。空調の温度管理のための霧吹き、それから湯沸かし器等であるということとありました。そのような説明がありました。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 飲み物だけでなく、各家庭のボイラーややかんが傷んで困っているというのです。そこで、最後に言いつ放しにしますが、先ほどご紹介をした、皆さんも知っているのですが、辺地総合整備計画ではどのように明記をしているかということ、真野地区のことを指しています。当地区の水質は基準値内でありながら、硬度が高く、市町村合併前から地域の住民の苦情（ボイラーの故障、鍋、やかん等へのカルシウムの不着）が多数あり、議会や地域審議会でも問題提起されているためということとやっているということだけを言っておきます。答弁はいいです。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で請願第7号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより請願第7号 地域の水道水質の改善に関する請願についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は請願事項1について採択であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、ただいま議決いたしました請願第7号を除く産業建設常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2 議会改革等特別委員会中間報告

○議長（岩崎隆寿君） 日程第2、議会改革等特別委員会に付託中の議員定数に関する件について、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会により中間報告を行いたいとの申し入れがありましたので、これを許します。

議会改革等特別委員長、渡辺慎一君。

〔議会改革等特別委員長 渡辺慎一君登壇〕

○議会改革等特別委員長（渡辺慎一君） 議会改革等特別委員会中間報告。

本委員会に付託された事項について、会議規則第45条第2項の規定により、次のとおり中間報告をする。

本委員会は、平成28年4月臨時会において議会基本条例に関すること及び議員定数に関することを付託事項として、議員発議により設置された委員会である。

これまで計12回の委員会を開催し、付託事項について審議を行った。このうち、議員定数に関することについて次のとおり決定したものである。

本委員会は、本市議会議員の定数について、合併以後の議員定数の推移や全国の類似団体及び新潟県内の各市議会の状況等を踏まえて検討を進めてきた。審議の結果、次期一般選挙より議員定数について現行の22人から21人に改めるべきものとして賛成多数で決定したので、次のとおり報告する。

1、本市議会の定数の推移。平成16年4月18日の一般選挙より60人、平成20年4月13日の一般選挙より28人、平成24年4月8日の一般選挙より24人、平成28年4月10日の一般選挙より22人。

2、全国の状況。(1)、人口段階別に見る状況。全国市議会議長会による平成28年12月31日現在の調査によると、人口段階別に見た全国の市の議員定数の状況は、お手元に配付の報告書記載の表のとおりであります。これによると、佐渡市が属する人口段階区分、5万人から10万人未満の市の議員定数の平均は21.3人である。

(2)、類似団体Ⅱ-1の市（198市）における状況。総務省が示す類似団体において、佐渡市が区分されている類型Ⅱ-1の市は198市あり、その議員定数の平均は21.3人であることから、佐渡市の現在の議員定数22人はほぼ同等の状況にあると言える。

一方、佐渡市の人口は平成28年末には5万7,465人であり、人口5万人台の63市について抽出してみると、議員定数20人以上が38団体、20人以下が25団体となっている。このうち最も多い市は26人、最も少ない市が12人で、その平均は20人である。

また、新潟県内における類型Ⅱ－1の市は佐渡市を含め4市であるが、佐渡市を除く3市はいずれも議員定数26人である。

3、主な意見。前述したとおり、本委員会の多数意見として、本市議会の議員定数は次期一般選挙から現行の22人を1名減の21人とすべきことは確認している。

審査の過程における主な意見は次のとおりである。

(1)、佐渡市の現行定数は、既に類似団体の平均定数に近い位置にあることから、1人減の21人が適当である。

(2)、議員1人当たりの人口と市の人口動態の現状を踏まえ、次期選挙の予定されている年度の人口を考慮すると、20人が適当である。

(3)、現行定数のままでは市民の理解が得られない。2人減の20人が適当である。将来的には18人にすべきである。

(4)、合併以降、改選ごとに削減した経緯もあり、これ以上議員定数を削減することは市民の意見や要望を市政に反映することが困難となることから、定数削減には反対で、現状維持とすべきである。

(5)、定数を削減することにより、常任委員会の運営を始めとした議会の機能そのものの低下が懸念される。また、これから議会は多様性を求められていることから、積極的に定数削減を行うべきではない。

(6)、今後も人口の減少は続くことが予想されるが、佐渡市の広大な面積等を考慮すると、現状維持が適当である。

以上が出された意見であります。

これをもって中間報告といたします。

○議長（岩崎隆寿君） これより質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） それでは、お尋ねをいたします。議員定数というのは、主義、主張やいろいろなものを乗り越えて民主主義の土台である議会の構造をどうするかという重要な問題です。なので、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

通告では、定数削減よりもまず先にやるべきことは市民の期待に応えられる議会とする改革や改善ではないかということなので、わかりにくいというので、もう少し具体的に言います。主な意見の中に、現行定数のままでは市民の理解が得られないとありますが、市民は市民や地元の声を反映した議会として機能する、仕事をする議会や議員を期待しているものであり、やみくもに定数を削減すればいいというものではないのではないのでしょうか。こういった点では、まず議会が市民の期待に応えられる議員や議会改革が先なのではないかということなのです。このことを抜きに定数削減というのは一層議会機能を低下させるのではないかということです。また、全国的には市民に開かれた議会のためという取り組みを大いに進めています。これまで1年以上特別委員会を続けているにもかかわらず、目に見えるものはないというの

はこのことこそが問題なのではないかということです。

具体的にもう少し突っ込みます。例えば意見の中では県内における類似団体、佐渡市以外では26人と書いてあるのに、これはどう考えているのか。

2つ目、市民に聞きました。「減らす、1名減らしてどうなるの」という声があります。1名減で議会の審査能力が高まるなどの、今以上の何らかの効果が生まれるのか。定数削減で十分な審査をしなくてはならない常任委員会運営や議会の権能そのものの低下が識者からも指摘をされていますが、この辺はどうするのか。

3点目、うちの執行部を見てください。副市長を2人にして費用以上に市民のための仕事をしています。そういったことが重要なのではないのでしょうか。

4つ目、実はこれ私もあるとき議会改革等特別委員会を傍聴していたのですが、本音は議員定数を下げ、その部分、議員の報酬を上げたいというための布石なのではないか、お答え願いたい。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

渡辺議会改革等特別委員長。

○議会改革等特別委員長（渡辺慎一君） それでは、中川直美議員の質問にお答えいたします。

まず、4点ほどの前に、大きなくくりなことですけれども、佐渡の人口は皆さんご存じのように1,000人ずつ毎年減っておりますし、市民の期待は、議会改革等特別委員会ということでございますので、一人でも改革するという方向で議論を進めてまいりました。

1番目の質問でございますけれども、佐渡市以外は4市でいずれも26人ということで、議論の過程におきましては、新潟県内の状況や全国の類似団体における議員定数について当委員会として情報を共有し、参考とはいたしましたけれども、議員定数を定めるに当たっては、あくまで佐渡市の将来人口、財政状況等、また合併以降の議員定数の推移等から議論を重ねてきているので、具体的に他市の状況に鑑み、定数を決めたものではありません。

2番目の質問ですけれども、将来予想される人口減少とは別に、佐渡市の広大な面積や多岐にわたる産業形態などを考慮いたしますと、議員定数を削減することは委員会運営や議員機能の低下も懸念されるとの意見もありましたけれども、定数1名の削減であれば支障はないというふうに考えております。

3番目の質問ですけれども、本市議会においては、例えば一般質問において執行部の政策をただすため、議員の発言時間を十分にとっていることや、常任委員会の審査についても3つの委員会が同時に審査を行うなど、十分な時間を要して政策提言などができるよう、議会運営をしていると思います。今後は現在検討している議会基本条例において、議会報告の充実や情報公開等に努め、市民により開かれた議会を目指すためのものとなるよう、十分審議を尽くしていく考えであります。

4点目でございますけれども、本音は定数を削減するという部分でございますが、当委員会の審議においては、当初議員報酬や政務活動費の改定についての意見もございました。しかし、あくまで議員定数と議員報酬は切り離して議論すべきとの意見が多数であったことから、その方向で審議してきましたので、定数削減については、議員報酬と関連づけてはいないものであります。

以上。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） まず1点目、新潟県内の類似団体との比較、26人というのを参考にしなかったというのだけれども、ただ上げた理由は2つ、佐渡は人口減少だし、将来の財政を考えた。こう言うのはなんですが、どこも同じなのです。だけれども、佐渡市だけ県内において類似団体と違う削減をしなければならぬというのとは一体どういう意味なのか。

2つ目、2番飛ばしますけれども、現在佐渡市議会は十分な仕事をしていると思っているわけでしょう。では、現在の規模でも何ら問題ないではないですか。これで報酬削減、議員1人分の経費を削減したいという話ですか、その辺どうなのか。逆に言えば、議員報酬下げて、副市長2人制のように議員定数を上げるという方向だって私はあると思うのです。どうなのかお尋ねしたい。

3点目、議員定数と議員報酬は一緒にして考えていないというのだけれども、私があるとき傍聴したら、細かい資料でこうすれば上がるよという資料を出した委員もいたように私は記憶しているのですが、その辺はどうなのか。ただ、全国の進んだところでは議員報酬問題は避けられません。この問題も含めて議員定数をどうするかということで、住民とともに議会のあり方を真正面から議論をして決めているのが今ふえているわけで、本来そういったことをやるべきだったのではないのでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 渡辺議会改革等特別委員長。

○議会改革等特別委員長（渡辺慎一君） 2回目の質問にお答えいたします。

当委員会は、議会改革等特別委員会ということで、改革という言葉が冠に乗っております。したがって、1番目の質問ではございますが、具体的に他所の状況は参考にはさせていただきましたが、他市というのは人口あるいは産業構造等々、ほかにも佐渡とは違うと思っております。そういう意味では、参考にはさせてもらいましたけれども、佐渡独自の要するに定数というのはありというふうに考えております。

それから、2つ目ですか、当市の執行部を見てもという部分であります。副市長2人制の中で、今以上の住民サービス、そしていろんな改革を行うという市長の考えのもとに副市長を2人制にしておられるわけで、議会としましては当然佐渡市の執行部もそうですけれども、少数精鋭で経費のかからないことが先ほど言いました改革でもありますし、そして最終的には住民サービスの向上につながるというふうに考えております。

それから、3つ目、議員定数と議員報酬は切り離してという部分の先ほどの答えに対する質問ですけれども、実は先ほど言いましたように、議員の定数を減らして総額は変えないでというふうなことでもって、そういう意見も若干ありました。しかしながら、議会改革等特別委員会の中の委員の意見としてはありましたが、当委員会全体としては、それは議員定数と議員の報酬は切り離して議論すべきということで進めた結果、1名減の21名となったわけであります。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 最後に、1つだけ見解を求めたいと思います。

ちょっとわかりにくかったので、当市のように副市長2人制とかにして、例えば議員の人数もふやして費用以上の効果を上げるというのはこれ考え方の一つだと思うのですが、そのところをもうちょっと見解を示せるなら示してください。

○議長（岩崎隆寿君） 渡辺議会改革等特別委員長。

○議会改革等特別委員長（渡辺慎一君） 1名減であっても、当然市民の目線からすれば、人数が少なく、

経費が少なく、そして一生懸命市民のための仕事をするを市民は望んでいると思います。そういう意味で、今の質問に対しましては私には全く理解できませんので、先ほど言いましたように、定数減してもそれ以上に議会として立派な仕事をできれば、それが住民サービスにつながるものと、議会としての権能を示すことになろうと思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で議会改革等特別委員会の中間報告に関する質疑を終結いたします。

---

日程第3 発議案第5号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第3、発議案第5号 佐渡市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

渡辺慎一君。

〔9番 渡辺慎一君登壇〕

○9番（渡辺慎一君）

発議案第5号

佐渡市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を地方自治法第112条及び佐渡市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成29年9月21日

佐渡市議会議長 岩 崎 隆 寿 様

提出者	佐渡市議会議員	渡 辺 慎 一
賛成者	〃	上 杉 育 子
	〃	猪 股 文 彦
	〃	佐 藤 孝
	〃	大 森 幸 平
	〃	坂 下 善 英
	〃	山 田 伸 之
	〃	室 岡 啓 史

佐渡市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

佐渡市議会議員の定数を定める条例（平成18年佐渡市条例第72号）の一部を次のように改正する。

本則中「22人」を「21人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、その日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

よろしくご賛同のほどお願い申し上げます。

○議長（岩崎隆寿君） ただいま議題となっております発議案第5号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第5号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議案第5号 佐渡市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

中村良夫君の反対討論を許します。

中村良夫君。

〔15番 中村良夫君登壇〕

○15番（中村良夫君） 皆さん、こんにちは。日本共産党です。発議案第5号 佐渡市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議員定数を次期一般選挙より現在の22人を21人に1人減らすという条例改正の発議案に対する反対討論を行います。

皆さん、議員とは何なのかということです。議員はそこに住んでいる、生活をしている地域住民と議会のパイプ役であります。パイプの役目があるのです。議員は住民と議会のパイプ役、議員の数が22人から21人になると、一人でも少なくなることは、その地域の声を届けるパイプというものが小さくなるのです。さらに細くなる。1人減らすとパイプが細くなるのです。そのことを皆さん、わかってください。女性議員をふやしてほしいという意見があります。議員の皆さん、だとしたら、パイプを細くすることはないのです。パイプを維持して選択することを保障すべきです。定数は現在22人に決まっています。そうした現実を踏まえ、22人定数をこれ以上削減することは反対であり、ふやせでもないし、減らせでもない、現状維持の22人です。

市民の中には、職員や議員の数を減らしてくれという声も承っています。しかし、片やその背景には佐渡市議会や議員に望むことは何なのかと、それは市民から佐渡市の無駄遣いをチェックしてほしいと、そしてもっと議会や議員は市民一人一人の声、地域の声を聞いてほしいと、こういった市民からの切実な多くの声があるのです。

昨年の市長選挙、市議会議員選挙で改めて申しますと、問われたことは何なのですかと。それは、今の安倍政権では経済、生活などもうだめなのですと。政治を変えてほしいと、市民の暮らしが大変で、不安で、深刻だからこそ、政治、佐渡施政、新しい市長、議員、私たちも含めてもっと頑張れというのが選挙の結果で、市民の声なのです。だからこそ、議員はいつでも市民からの叱咤激励に対してリスペクトを持ちながら、謙虚な議員活動が求められているのではないのでしょうか。皆さん、市の無駄遣いチェックと、こういった地域住民の声を聞けです。佐渡市になって13年、佐渡市をどうよくしていくことができるか、今後も安心して暮らせることができるか、議員に求められています。

市民の声は、地震や災害に強い、そして安全、安心、福祉のまちづくりのために佐渡市が力を入れてもらいたいことは、高齢福祉、医療体制、雇用対策、第1次産業、国保税を引き下げてほしいなどなど要望がたくさんあります。これら一つ一つ議員は取り上げて要望に応える努力をしなければなりません。今後佐渡市の人口減などを考慮し、定数21人が適当だと言いますが、少なくとも現人口の維持対策、そして人口増対策は必要です。人口減だから21人とは納得できません。佐渡の広大な面積は変わらないのです。佐渡は広いのです。旧市町村も旧市町村枠で議員が一人も出られないこともあり得るのです。それでいいのですか。市民の皆さん、議員の皆さん、市民から議員はもっと市の無駄遣いをチェックしろと、地域の

声を聞けということのあらわれは一体何なのか。問題は、議員の人数が少なくなってもこのことが解決するわけではありません。私ども不十分でありますけれども、問題は今こういった声に対して市民に応えた議員活動をしっかりやることではないでしょうか。市民の目線で議会改革が必要です。佐渡の人口、面積に対してどれだけの議員人数がいたら市民の声が反映できるのか、議会改革も含めて考えるべきです。

以上の理由で反対の討論といたします。佐渡島民とこの議案、一人一人の議員にかかわる重要な問題であります。無所属の皆さん、党派、会派を乗り越えてください。良識ある議員諸氏の賛同をお願いし、反対討論を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で中村良夫君の反対討論は終わりました。

発議案第5号についての討論を終結いたします。

これより発議案第5号 佐渡市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 発議案第6号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第4、発議案第6号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山田伸之君。

〔6番 山田伸之君登壇〕

○6番（山田伸之君）

発議案第6号

道路整備の財源確保を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成29年9月21日

佐渡市議会議長 岩 崎 隆 寿 様

提出者	佐渡市議会議員	山 田 伸 之
賛成者	〃	佐 藤 孝
	〃	中 川 隆 一
	〃	坂 下 善 英
	〃	中 川 直 美
	〃	竹 内 道 廣
	〃	祝 優 雄
	〃	近 藤 和 義

### 道路整備の財源確保を求める意見書

急速に進行する人口の減少や少子高齢化により、経験したことのない大きな課題に直面している中で、地域資源を活用したまちのにぎわいや交流人口拡大の流れをつくり、地域で生活する人と来訪者の双方ともに魅力的な地方創生をなし遂げていかなければならない。さらに、離島であり広大な面積を有する本市においては、自家用車やバス等の公共交通による移動が生活の手段であり、道路整備は他地域に比べても必要不可欠である。

また、昨今の異常気象により災害が頻発する中、人口の減少が進む地域の防災力や救急・救命体制を向上させるためにも道路整備を一層促進していくことが重要である。

このような状況下において、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」により本市では補助率等が55%から60%以上に嵩上げされているが、今年度までの時限措置であり、この状況下で補助率が低減すれば財政運営を大いに圧迫し、道路整備促進の足かせになりかねない。

よって、国においては、道路整備予算の総枠を長期的・安定的に確保し、迅速かつ着実な道路整備の実現に向けた促進を図るとともに、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の継続を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

- 議長（岩崎隆寿君） ただいま議題となっております発議案第6号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第6号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議案第6号 道路整備の財源確保を求める意見書の提出についての採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第5 発議案第7号

- 議長（岩崎隆寿君） 日程第5、発議案第7号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

駒形信雄君。

〔8番 駒形信雄君登壇〕

- 8番（駒形信雄君）

発議案第7号

私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成29年 9月21日

佐渡市議会議長 岩 崎 隆 寿 様

提出者	佐渡市議会議員	駒 形 信 雄
賛成者	”	宇 治 沙耶花
	”	金 田 淳 一
	”	祝 優 雄
	”	荒 井 眞 理
	”	北 啓

#### 私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書

全国では高校生の約3割が私立高等学校で学んでおり、私立高等学校は公立高等学校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしている。

平成22年度から私立高校生への就学支援金制度が実施され、平成26年度には制度の見直しによって加算支給額の増額及び加算支給対象世帯の拡大が行われた。これに新潟県独自の学費軽減制度が加わり、学費負担は一定程度軽減された。しかし、国・県の助成を差し引いても新潟県平均の初年度納付金負担が年額で約19万円から45万円残っている。

今年度は、就学支援金制度の見直しの年であり、学費負担の一層の軽減を図り公立高等学校との学費格差を是正していくためには、国の就学支援金制度の一層の拡充が求められる。

また、私立高等学校の経常経費への助成が不十分なため、新潟県では全教員に占める専任教員の割合は、公立高等学校の約8割に対し、私立高等学校は約6割と2割も少ないのが現状であり、専任教員の増員など教育条件の向上を図るためには、経常経費への助成の増額が不可欠である。

よって、国においては、次の事項の実現を強く求める。

#### 記

- 1 私立高校生への就学支援金制度を拡充すること。
- 2 私立高等学校への経常費助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） ただいま議題となっております発議案第7号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第7号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議案第7号 私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出についての採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 発議案第8号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第6、発議案第8号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山田伸之君。

〔6番 山田伸之君登壇〕

○6番（山田伸之君）

発議案第8号

全国森林環境税の創設に関する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成29年9月21日

佐渡市議会議長 岩 崎 隆 寿 様

提出者	佐渡市議会議員	山 田 伸 之
賛成者	〃	広 瀬 大 海
	〃	竹 内 道 廣
	〃	中 川 隆 一
	〃	中 川 直 美
	〃	大 森 幸 平
	〃	渡 辺 慎 一

全国森林環境税の創設に関する意見書

気候変動問題は地球規模の重要な課題であり、地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は避けて通ることができない。とりわけ、森林の整備・保全等の森林吸収源対策の推進が不可欠であり、その他にも土砂災害防止機能、土壌保全機能、水源涵養機能といった多面的な森林の公益的機能に対する国民の関心と期待、恩恵は大きいものである。

また、我が国の地球温暖化対策については、2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されているが、その達成には森林吸収源対策として森林を維持していくための持続的な森林経営の確立が求められ、森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーを最大限生かす取組みを山村地域の市町村が主体的に実施していく必要がある。

しかし、これらの市町村では木材価格の低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足、人口減少など、長年にわたり積み重ねられてきた根本的な課題があり、その結果として森林そのものが荒廃し、近年の異常気象による自然災害の多発に繋がるといった事態が生じている。

これに歯止めをかけるためには、森林吸収源対策や担い手の育成等山村対策に取り組むための恒久的・安定的な財源の確保が必須である。この取組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にも繋がるものである。

このような中、政府・与党は平成29年度税制改正大綱において、森林整備等に必要な財源を確保するた

めに森林環境税（仮称）の創設に向けて総合的に検討し、平成30年度税制改正で結論を得る方針を示したところである。

よって、国においては、森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図るため、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源を充てるための「全国森林環境税」の早期導入を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） ただいま議題となっております発議案第8号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第8号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議案第8号 全国森林環境税の創設に関する意見書の提出についての採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第140号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第7、議案第140号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。  
市長から提案理由の説明を求めます。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 議案第140号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、永倉妙子氏の任期が平成29年12月31日をもって満了となるため、その後任候補者として本間明美氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

よろしく賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩崎隆寿君） ただいま議題となっております議案第140号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、議案第140号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第140号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時12分 休憩

---

午後 3時21分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 再開します。

---

日程第8 議案第141号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第8、議案第141号 佐渡市農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

三浦市長。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 議案第141号 佐渡市農業委員会委員の任命について。

本案は、佐渡市農業委員会委員について再公募を行った結果、農業委員会委員として金田勝廣氏を任命することについて議会の同意を求めるものです。

よろしく賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） ただいま議題となっております議案第141号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、議案第141号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第141号 佐渡市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまの出席議員数は19名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（岩崎隆寿君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し添えます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は佐渡市議会会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、佐渡市議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番、上杉育子さん及び7番、荒井眞理さんを指名いたします。両君の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成16票、反対2票。

以上のとおり賛成多数であります。

よって、本案は可決されました。

---

#### 日程第9 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（岩崎隆寿君） 日程第9、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各委員長からお手元に配付したとおり閉会中の継続審査等の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査等に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査等に付することに決しました。

---

○議長（岩崎隆寿君） これで本日の日程は全て終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

三浦市長。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 平成29年第7回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶させていただきます。

本定例会に提案いたしました議案等につきましては、慎重なるご審議をいただき、厚く御礼いたします。

一般質問では、12人の議員から市政全般にわたり多くのご提言をいただきました。

佐渡金銀山世界遺産登録に向けましては、国の文化審議会から佐渡鉱山の普遍的価値や鉱山社会としての独自性などについて、さらに明確にするよう求められましたので、国内外の専門家や文化庁などのご指導をいただきながら、再度推薦書を練り上げてまいります。

佐渡汽船からの寺泊―赤泊航路の撤退申し出につきましては、関係自治体や地域住民と協議を重ねた上で、方向性を見出していきたいと考えております。

たび重なる北朝鮮によるミサイル発射は、深刻かつ重大な脅威であり、市民の生命を守るため、国からJアラートなどの情報を受信した際は、しっかり市民へ伝達する体制の整備に努めます。

また、豪雨災害時には、市民への情報伝達方法や職員の指揮命令系統など、さまざまな課題が明らかになりましたので、今後迅速な行動がとれるよう、見直してまいります。

災害復旧に係る補正予算が可決されましたので、早期の復旧に努めてまいりたいと思います。

そのほか、雇用や地域の消費動向などの景況感を勘案した経済対策として、佐渡市プレミアム商品券の発行、制度融資利子助成、避難所に指定された公民館施設等の整備等を行い、市内経済の活性化に取り組んでまいります。

先月から今月にかけては、予防接種ワクチンの誤接種、給食への異物混入、個人番号カードの暗証番号の誤登録など相次いで職員の不祥事が発生し、市民の皆様には大変なご迷惑をおかけしましたことを改めておわびさせていただきます。

以上で閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

○議長（岩崎隆寿君） 以上で会議を閉じます。

平成29年第7回佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 3時31分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 岩 崎 隆 寿

署 名 議 員 宇 治 沙 耶 花

署 名 議 員 広 瀬 大 海